

地域生活支援拠点等開設までの主な流れ

①【申請者】必要書類（申請書等）の提出

申請者は、地域生活支援拠点等運営事業者の指定を受けようとする場合、必要書類を作成し、福祉課に提出します。

②【市】書類審査

市は、提出された書類の内容を確認し、その結果を申請者に通知します。

③【申請者】運営規程の改定、拠点等の運営に係る情報の作成

申請者は、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所に係る運営規程を改定し、拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定します。

また、申請者は、拠点の名称や所在地、営業時間などを記載した「地域生活支援拠点等の運営に係る情報」を作成します。

④【申請者】変更届等の提出

申請者は、「運営規程の変更に係る変更届」を市又は県に提出します。変更届には、必ず変更後の運営規程の写しを添付してください。

市指定の事業所（指定計画相談支援事業所等）に関する届出・・・上越市
上記以外の事業所に関する届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・新潟県

なお、「地域生活支援拠点等の運営に係る情報」については、市に提出してください。

⑤【市】変更届等の受領

市は、「変更届」受領後、「運営事業者指定通知書」を申請者に送付します。

⑥【申請者】地域生活支援拠点等の運営開始

申請者は、「運営事業者指定通知書」を受領し、地域生活支援拠点等の運営を開始します。